

○一般競争入札の実施について

平成6年6月22日港管第1385号
最終改正 令和4年11月14日国港総第448号
港湾局長から特定部局長あて

標記について、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」の実施について（平成6年6月1日付け官会第1299号の5）が通達されたことに伴い、一般競争入札に係る具体的取扱いを下記のとおり定めたので遺漏のないよう措置されたい。

記

1 対象工事

地方整備局（港湾空港関係に限る）が発注する工事のうち一件につき見積価額が基準額（「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号）記1に定める額をいう。）以上の契約を対象とするものとする。

2 入札の公告

（1）地方整備局長（副局長又は次長）（以下「局長等」という）は、記1の対象工事を一般競争に付そうとする場合においては、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第74条及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）第5条第1項に基づき、当該地方整備局の本局において掲示するとともに、官報により公告するものとする。

（2）（1）の公告は、別添1の入札公告例によるものとする。

なお、公告においては、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。

- ① 契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。）の氏名及びその所属する部局の名称
- ② 工事名
- ③ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限
- ④ 入札執行の日時
- ⑤ 記5に規定する入札説明書入手するための照会窓口

3 競争参加資格

予決令第75条第2号の「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」として次に掲げる事項を公告するとともに、入札説明書においても当該事項を明らかにするものとする。

- （1）予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- （2）当該地方整備局において、対象工事に係る工事種別について「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日港管第3722号）に基づく一般競争参加資格の決定を受けている

者であること。

(3) 当該地方整備局における対象工事の工事種別に係る一般競争参加資格の決定の際に、数値の算定及び等級の格付け要領（昭和55年12月1日付け港管第3722号）に基づいて算定した客観点数が、対象工事について別に定める数値以上の者であること。

(4) 対象工事について定める工事と同種の工事の施工実績を有する者であること。（工事の内容に応じてできるだけわかりやすく明示すること。）

なお、施工実績が国土交通省（旧運輸省を含む。（5）において同じ。）が発注した工事のうち、一定のものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領（平成21年3月31日付け国港技第105号の2）第5第2項に規定する工事成績評定表の評定点合計（（5）において単に「評定点合計」という。）が一定の点数未満のものを除くこと。

(5) 対象工事について定める技術者の資格及び施工経験を有する主任技術者又は監理技術者を配置を予定する技術者として対象工事に専任で配置できる者であること。（工事に応じて技術者の資格及び同種の工事の施工経験等をできるだけわかりやすく明示すること。）

なお、施工経験が国土交通省が発注した工事のうち一定のものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が一定の点数未満のものを除くこと。

(6) 対象工事が大規模構造物の工事、特殊な作業条件下の工事等であって高度な施工技術を必要とするもの（以下「施工計画審査型」という。）である場合においては、施工計画が適正である者であること。（工事の内容に応じてできるだけわかりやすく明示すること。）

(7) 対象工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。（「対象工事に係る設計業務等の受託者」及び「資本若しくは人事面において関連がある」ことの具体的内容について、記5の入札説明書において明示すること。）

(8) 当該局長等から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(9) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（当該地方整備局（港湾空港関係に限る）において、別に定める再審査を受けた者を除く。）

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係」及び「人的関係」の具体的内容について、5の入札説明書において明示すること。）。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 競争参加資格の決定

記3に規定する競争に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）は、対象工事ごとに、「入札契約手続運営委員会」の議を経て、局長等が決定するものとする。

5 入札説明書の配付

- (1) 入札説明書は、別添2の入札説明書例により作成するものとし、入札説明書には、別冊として、公告の写し、契約書案、入札心得、図面、仕様書及び現場説明書を含むものとする。
- (2) 入札説明書の配付は、公告後速やかに開始することとし、入札執行の日の前日まで配付するものとする。
- (3) 入札説明書の配付に係る期間、場所及び方法を、公告において明らかにするものとする。

6 申請書及び資料の提出

- (1) 局長等は、一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者から申請書及び資料の提出を求めるものとする。
- (2) (1)の申請書及び資料の提出期間は、原則として入札説明書の配付を開始した日の翌日から10日間とするものとする。ただし、対象工事が施工計画審査型である場合においては、原則として30日間とするものとする。
- (3) 申請書及び資料の提出場所は、経理調達課とする。
- (4) 申請書及び資料は、参加希望者が提出場所へ持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。
- (5) 期限までに申請書及び資料を提出しない者又は局長等が競争参加資格がないと認めた者は、当該競争に参加することができないものとする。
- (6) (1)から(3)に掲げる事項を公告において明らかにするものとする。
- (7) (1)から(5)に掲げる事項及び次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
 - ① 申請書及び資料は、入札説明書において示す様式により作成すること
 - ② 申請書及び資料の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とすること
 - ③ 局長等は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しないこと
 - ④ 提出された申請書及び資料は返却しないこと
 - ⑤ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めないこと
 - ⑥ 申請書及び資料に関する問い合わせ先
 - ⑦ その他局長等が必要と認める事項

7 資料の内容

- (1) 資料の内容は、①及び②とするものとする。ただし、対象工事が施工計画審査型である場合においては、①から③とするものとする。なお、資料の具体的内容は、入札説明書において明らかにするものとする。

また、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の施工経験

については、工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載できるものとし、②の配置予定の技術者については、複数の候補技術者を記載することができるものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

① 同種の工事の施工実績

記3(4)に掲げる資格を有することが判断できる同種の工事の施工実績

② 配置予定の技術者

記3(5)に掲げる資格を有することが判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の施工経験及び申請時における他工事の従事状況等

③ 施工計画

記3(6)に掲げる資格を有することが判断できる施工方法等の技術的事項に対する所見

(2) 局長等は、特に必要があると認めるときは、(1)の資料に加えて、これらの資料の内容を証明するための書類を資料として求めることができるものとし、当該資料の提出を求める場合においては、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

8 資料作成説明会

(1) 局長等は、対象工事が施工計画審査型である場合において必要があると認めるときは、資料作成説明会（以下「説明会」という。）を実施することができるものとする。

(2) 説明会は、原則として申請書及び資料の提出期限の20日前までに実施するものとする。

(3) 説明会への参加申込みは、書面（様式は自由）を申込先へ持参又は郵送により行うものとし、電送によるものは受け付けないものとする。

(4) 説明会への参加受付期間は、原則として公告の日の翌日から説明会の実施日の3日前までとするものとする。

(5) 説明会への参加の申込先は、本局の対象工事の担当課とするものとする。

(6) 説明会を実施する場合には、説明会を実施する旨を公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

① 説明会を実施する旨

② 説明会の日時及び場所

③ 説明会への参加申込方法、申込期間及び申込先

④ その他局長等が必要と認める事項

9 資料のヒアリング

(1) 局長等は、対象工事が施工計画審査型である場合において必要があると認めるときは、資料のヒアリングを実施することができるものとする。

(2) ヒアリングは、申請書及び資料の提出期限日の翌日から記10(5)の競争参加資格の確認の結果の通知期限日の前日までの間に行うものとする。

(3) ヒアリングを実施する場合には、ヒアリングを実施する旨を公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

① ヒアリングを実施する旨

- ② ヒアリングの日時及び場所
- ③ その他局長等が必要と認める事項

10 競争参加資格の確認

- (1) 局長等は、申請書及び資料の提出者の競争参加資格の有無について確認を行うものとする。申請書及び資料の提出者が申請書及び資料の提出期限の日において3(2)の決定を受けていない場合において、競争参加資格のうち3(1)及び(4)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に3(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格を有することの確認を行うものとする。
- (2) (1)の確認は、入札契約手続運営委員会の議を経て行うものとする。
- (3) (1)の確認は、申請書及び資料の提出期限日をもって行うものとする。ただし、3(8)については、申請書及び資料の提出期限の日から競争参加資格の確認を行う日までのすべての期間について確認するものとする。
- (4) 記3(4)の同種の工事の施工実績及び記3(5)の配置予定の技術者の同種の工事の施工経験の確認を行うにあたっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。
- (5) 局長等は、申請書及び資料の提出期限日の翌日から起算して7日以内に、競争参加資格の確認の結果を申請書及び資料の提出者に対し通知するものとする。ただし、対象工事が施工計画審査型である場合には、14日以内に行うものとする。
- (6) (5)の通知は、別記様式により行うものとする。
- (7) (5)の通知にあたっては、競争参加資格がないと認めた者に対してはその理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を明記するものとする。
- (8) (1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
- (9) 局長等は、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止措置を受けた場合、当該者に対する(5)の通知を取り消し、競争参加資格がないと認めたことを通知するものとする。なお、この通知に当たっては、(7)の規定を適用するものとする。

11 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、記10(5)の通知の期限日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。)以内に、局長等に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合においては、書面(様式は自由)を持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

- (3) (2)の書面の提出場所は、経理調達課とするものとする。
- (4) 局長等は、(1)の説明を求められたときは、原則として(1)の競争参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。
- (5) 局長等は、(4)の回答内容を入札契約手続運営委員会に報告するものとする。
- (6) 局長等は、説明を求めた者に競争参加資格があると認める場合においては、記10(5)の通知を取消し、(4)の回答と併せて、改めて競争参加資格のある旨の通知を行うものとする。
- (7) 局長等は、(6)の通知を行う場合においては、入札契約手続運営委員会の議を経るものとする。
- (8) (1)から(4)の事項を入札説明書において明らかにするものとする。

1.2 現場説明会

- (1) 現場説明会は、局長等が特に必要があると認める場合を除き行わないものとする。
- (2) 現場説明会を実施する場合には、現場説明会を実施する旨を公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
 - ① 現場説明会を実施する旨
 - ② 現場説明会の日時及び場所
 - ③ その他局長等が必要と認める事項
- (3) 現場説明会の実施日は、記11の競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明手続が終了した以降の日とするものとし、原則として入札執行の日の10日前の日とするものとする。

1.3 入札説明書等に対する質問

- (1) 現場説明及び入札説明書に対する質問書(様式は自由)の提出があった場合においては、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとする。
- (2) 質問書の提出期間は、原則として入札説明書の配付を開始した日の翌日から、記11(4)の競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明の回答期限日の翌日までとするものとする。ただし、現場説明会を行う場合においては、原則として入札説明書の配付を開始した日の翌日から、現場説明会の日から2日後までとするものとする。
- (3) 質問書の提出は、提出場所へ持参又は郵送により行うものとし、電送によるものは受け付けないものとする。
- (4) 質問書の提出場所は、経理調達課とするものとする。
- (5) 質問に対する回答書の閲覧は、原則として質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して5日後までに開始し、入札執行日の前日に終了するものとする。
- (6) 質問に対する回答は、原則として、電子入札システムにより閲覧に供するものとする。
- (7) (1)から(6)までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

1.4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除するものとする。
- (2) 契約保証金は納付させるものとする。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当

官等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除するものとする。

(3) (1) 及び (2) に掲げる事項を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

1.5 入札の執行

(1) 入札は、原則として記1.3 (2) の質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して8日後に執行するものとする。なお、郵便による入札の受領期限は、入札執行の日時前の日時とすることができるものとする。

(2) 局長等は、入札の執行に先立ち、競争参加資格があることを確認した旨の通知書を入札参加者に提示させるものとする。ただし、郵便による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送させるものとする。

(3) 第1回の入札に際しては、入札参加者に工事費内訳書の提出を求めるものとする。なお、郵便による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送させるものとする。

(4) (1) から (3) に掲げる事項を入札説明書において明らかにするとともに、落札者の決定方法を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

1.6 入札の無効

公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする旨を公告及び入札説明書において明らかにするとともに、無効の入札をした者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す旨及び競争参加資格のあることが確認された者であっても、開札の時において記3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする旨を入札説明書において明らかにするものとする。

1.7 対象工事の請負者又はその下請負業者によって調達される主要な資機材

対象工事の請負者又はその下請負業者によって調達されることが想定される主要な資機材に関する情報を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

1.8 苦情申立て

本通達に基づく競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる旨を入札説明書において明らかにするものとする。

1.9 その他

(1) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結することが予想される場合においては、その旨を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

- (2) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとし、その旨を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (4) 「運輸省が発注する工事請負契約に係る事務の適正化について」（平成5年6月21日付け港管第1500号）記3〔入札執行回数〕は、一般競争入札においても適用されるものであることに留意するものとする。
- (5) 局長等は、落札者が記7（1）②の資料に記載した配置予定の技術者が、対象工事の現場に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。
- (6) 契約業者取扱要領第15条〔一般競争の有資格者〕の規定は、対象工事については適用しないものとする。

附則

この通達は、平成7年4月1日から適用する。

附則

この通達は、平成8年4月1日から適用する。

附則（平成10年3月19日付け港管第656号）

この通達は、平成10年4月1日から適用する。

ただし、本文記1を除いては平成10年4月1日以降に公告を行う工事について適用するものとする。

附則

この通達は、平成12年4月1日から適用する。

附則

この通達は、平成12年4月1日から適用する。

附則

この通達は、平成12年7月3日から施行する。

附則

この通達は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この通達は、平成15年3月28日から施行する。

附則

この通達は、平成16年3月1日から施行する。

附則

この通達は、平成16年4月1日から施行する。

附則

本通達は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この通知は、平成18年6月13日以降に公告する一般競争入札から適用する。

附則

本通達は、平成20年4月1日から施行する。

附則

本通達は、平成22年4月1日から施行する。

附則

本通達は、平成26年4月1日以降に締結する契約（平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引渡しが平成26年4月1日以後になされるものを含む。）から適用する。

附則

この通達による改正後の各規定は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に契約を締結する工事等に適用する。

附則

この通達は平成26年4月16日から施行する。

附則

この通達は、平成27年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

附則

この通達による改正後の各規定は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に契約を締結する工事等に適用する。

附則（平成28年9月1日付け国港総第221号）

この通達は、平成29年4月1日以後に入札手続を開始する工事について適用する。

附則（平成30年3月9日付け国港総第492号）

この通達による改正後の各規定は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に契約を締結する工事等に適用する。

附則（平成30年6月25日付け国港総第102号）

この通達は、平成31年4月1日以後に入札手続を開始する工事について適用する。

附則（令和2年3月17日付け国港総第654号）

この通達による改正後の各規定は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に契約を締結する工事等に適用する。

附則（令和4年3月30日付け国港総第747号）

この通達による改正後の各規定は、令和4年4月1日から契約を締結する工事等に適用する。

附則（令和4年11月14日付け国港総第448号）

この通達による改正後の各規定は、令和4年12月1日から入札手続を開始する工事について適用する。

(別添1) 入札公告例

入札公告 (建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

○年○月○日

支出負担行為担当官

○○地方整備局長 (副局長又は次長) ○○ ○○

◎調達機関番号 ○○○ ◎所在地番号 ○○

○第○号

1 工事概要

- (1) 品目分類番号 ○○
- (2) 工事名 ○○○○工事
- (3) 工事場所 ○○市○○町○-○-○
- (4) 工事内容 鋼管杭製作○○本 (外径○○○~○○○mm、肉厚○○~○○mm、長さ○
○. ○~○○. ○m)、鋼管杭打込○○本、鋼管矢板製作○○本 (外径
○○mm、肉厚○○mm、長さ○○. ○~○○. ○m)、鋼管矢板打込○○
本、床堀○○○m³、基礎捨石○○○m³、被覆捨石○○○m³、防食ライニ
ング○○○本、コンクリート打設○○○m³
- (5) 工期 ○年○月○日まで。
- (6) 使用する主要な資機材 鋼管杭○○ t、鋼管矢板○○ t、捨石○○○m³、コンクリ
ート○○○m³、鉄筋○○ t

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令 (以下「予決令」という) 第70条及び第71条の規定に該当し
ない者であること。
- (2) ○○地方整備局 (港湾空港関係に限る) における○○工事に係る一般競争参加資格
の決定を受けている者であること。
- (3) ○○地方整備局における○○工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客
観点数が○○○○点以上の者であること。(会社更生法 (昭和14年法律第154号)
に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第
225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については手続開始の決
定後局長等が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当
該○○工事における客観点数が○○○○点以上であること。)
- (4) ○年度以降に-12m以深の岸壁で鋼管矢板の杭径○○mm以上、並びに杭長○○m
以上の海上での打込及び床版の元請としての施工実績を有する者であること。
なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係
る施工実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを
除く。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる
者であること。

- ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ② 〇年度以降に、(4)に掲げる工事の施工経験を有すること。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- (6) 鋼管杭及び鋼管矢板による栈橋築造に係る施工計画が適正である者であること。【**施工計画審査型の場合**】
- (7) 1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。〔注：受託者が設計共同体である場合は、【1に示した工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。】と記載する。〕
- (8) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長等から「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(3)の再審査を受けた者を除く。)でないこと。なお、当該工事は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けること。【**なお書きは、特定建設工事共同企業体による場合**】
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札手続等

- (1) 担当部局
〒〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇地方整備局総務部経理調達課〇〇係 〇〇 〇〇
TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
- (2) 入札説明書の配布期間、場所及び方法
〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで
〒〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇-〇 〇〇〇
TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 上記場所へ申し込み、〇、〇〇〇円にて配布する。
- (3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで 上記3(1)に同じ。 持参すること。
- (4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
〇年〇月〇日〇〇時〇〇分(ただし、郵便による入札の受領期限については、〇年〇月〇日〇〇時〇〇分) 〇〇地方整備局総務部経理調達課 持参又は郵送すること。

4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除。
 - ② 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (5) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、工事实績情報システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
- (6) 手続における交渉の有無 無。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有。【随意契約を予定する場合】
- (9) 資料作成説明会を行う。【資料作成説明会を実施する場合】
- (10) 資料のヒアリングを行う。【資料のヒアリングを実施する場合】
- (11) 現場説明会を行う。【現場説明会を実施する場合】
- (12) 関連情報の入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (13) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該一般競争参加資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の「競争参加者の資格に関する公示」（年月日付国土交通省東北地方整備局副局長他7者公示）別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が

申請書及び資料を提出したときに限り、〇〇地方整備局総務部経理調達課（〒〇〇〇〇
—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇 電話〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇）にお
いても当該決定に係る申請を受け付ける。

(14) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : -----
- (2) Classification of the services to be procured : 〇〇
- (3) Subject matter of the contract : -----
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents f
or the qualification : -----
- (5) Time-limit for the submission of tenders : -----
- (6) Contact point for tender documentation : -----

(別添2) 入札説明書例

入札説明書

地方整備局（港湾空港関係に限る）の〇〇〇〇工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 〇年〇月〇日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 〇〇地方整備局長（副局長又は次長） 〇〇〇〇

3. 担当部局

〒〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇-〇 〇〇地方整備局総務部経理調達課〇〇係
TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

4. 工事概要

(1) 工事名 〇〇〇〇工事

(2) 工事場所 〇〇市〇〇町〇-〇-〇

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり

(4) 工期 〇年〇月〇日まで

(5) 使用する主要な資機材 鋼管杭〇〇 t、鋼管矢板〇〇 t、捨石〇〇〇m³、コンクリート〇〇m³、鉄筋〇〇 t

5. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決算」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 〇〇地方整備局（港湾空港関係に限る）における〇〇工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

(3) 〇〇地方整備局（港湾空港関係に限る）における〇〇工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が〇〇〇〇点以上の者であること。（会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については手続開始の決定後局長等が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該〇〇工事における客観点数が〇〇〇〇点以上であること。）

(4) 〇年度以降に-1.2m以深の岸壁で鋼管矢板の杭径〇〇mm以上、並びに杭長〇〇m以上の海上での打込及び床版の元請としての施工実績を有する者であること。

なお、当該施工実績が平成13年4月1日以降に完成した地方整備局の発注した工事（港湾空港関係に限る。）に係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

- ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者
 - ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者
 - ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ② ○年度以降に、（４）に掲げる工事の施工経験を有すること。
- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- (6) 鋼管杭及び鋼管矢板による栈橋築造に係る施工計画が適正である者であること。**【施工計画審査型の場合】**
- (7) 4.（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。〔注：受託者が設計共同体である場合は、**【4.（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。】**と記載する。〕
- (8) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長等から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

なお、当該工事は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けること。

【なお書きは、特定建設工事共同企業体による場合】

- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。
- (イ) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定による親会社等をいう。以下同じ。）関係にある場合
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ② 人的関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4項に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
- (イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (1 1) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6. 設計業務等の受託者等

- (1) 5. (7) の「4. (1) に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
- ・ ○○○○設計株式会社
- (2) 5. (7) の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。
- ① 資本関係
- 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。
- (イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ② 人的関係
- 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ) については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4項に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその他の構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

7. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、5. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次により、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

5. (2) の決定を受けていない者も申請書及び資料を提出することができる。この場合において、5. (1) 及び(4) から(10) までに掲げる要件を満たすときは、開札の時までに5. (2) 及び(3) の要件を満たすことを条件として競争参加資格を有することの確認を行うものとする。5. (2) の決定に係る申請は、当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の「競争参加者の資格に関する公示」（年 月 日付国土交通省東北地方整備局副局長他7者公示）別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、〇〇地方整備局総務部経理調達課（〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇）においても当該決定に係る申請を受け付ける。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。また、申請書及び資料は提出場所へ持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

① 提出期間： 〇年〇月〇日（〇）から〇年〇月〇日（〇）まで土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで

② 提出場所： 3. に同じ

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 5. (4) の同種の工事の施工実績及び5. (5) の配置予定の技術者の同種の工事の施工経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行う。

(4) 資料は、次により作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の施工経験については、平成〇年度以降に、工事が完成し、引き渡しが進んでいるものだけに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績」（別記様式2）に記載する工事及び「主任（監理）技術者等の資格・施工経験」（別記様式3）の「工事の経験の概要」に記載

する工事が平成13年4月1日以降に完成した地方整備局の発注した工事（港湾空港関係に限る。）である場合にあっては、当該工事に係る工事請負成績評定通知書の写しを添付すること。

① 同種の工事の施工実績

5. (4)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。

② 配置予定の技術者

5. (5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の施工経験及び申請時における他工事の従事状況を別記様式3に記載すること。この場合においては、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の施工経験を記載することができる。

③ 施工計画【**施工計画審査型の場合**】

5. (6)に掲げる資格があることを判断できる施工方法等の技術的事項に対する所見を別記様式4に記載すること

④ 契約書の写し【**契約書の写しの提出を求める場合**】

①の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が当局の発注工事である場合又は〇〇データベースに登録されている工事である場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(5) 資料作成説明会【**施工計画審査型において実施する場合**】

資料作成説明会を次のとおり実施する。

① 日時： 〇年〇月〇日（〇）午前〇時から午後〇時

② 場所： 〒〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇地方整備局〇〇〇

③ 申込方法： 参加を希望する者は、書面（様式は自由）を申込先へ持参し、又は郵送により申し込むものとし、電送によるものは受け付けない。

④ 申込期間： 〇年〇月〇日（〇）から〇年〇月〇日（〇）まで土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで

⑤ 申込先： 〒〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇地方整備局〇〇課〇〇係 TEL〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(6) 資料のヒアリング【**施工計画審査型において実施する場合**】

資料のヒアリングを次のとおり実施する。なお、企業（共同企業体【**特定建設工事共同企業体の場合**】）別のヒアリング日時は追って通知する。また、資料の内容を説明できる者が出席すること。

① 期間： 〇年〇月〇日（〇）から〇年〇月〇日（〇）まで

② 場所： 〒〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇地方整備局〇〇〇

(7) 競争参加資格の確認は、(1)の申請書及び資料の提出期限日をもって行うものとし、その結果は〇年〇月〇日（〇）までに通知する。

(8) その他

- ① 申請書及び資料の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先： 〒〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇地方整備局〇〇〇
TEL〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

8. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次のとおり、書面（様式は自由）により、説明を求めることができる。なお、書面は提出場所へ持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 - ① 提出期限： 〇年〇月〇日（〇）〇時
 - ② 提出場所： 3. に同じ
- (2) 説明を求めた者には、平成〇年〇月〇日（〇）までに書面により回答する。

9. 現場説明会【現場説明会を実施する場合】

現場説明会を次のとおり実施する。なお、別冊図面及び別冊仕様書を持参すること。

- (1) 日時： 〇年〇月〇日（〇）〇〇時から
- (2) 場所： 〒〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇地方整備局〇〇〇 TEL〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

10. 入札説明書等に対する質問

- (1) 現場説明及び、【現場説明会を実施する場合】この入札説明書（別冊を含む）に対する質問がある場合においては、次のとおり、書面（様式は自由）により、提出すること。なお、書面は提出場所へ持参し、又は郵送により提出することとし、電送によるものは受け付けない。
 - ① 提出期間： 〇年〇月〇日（〇）から〇年〇月〇日（〇）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前〇時から午後〇時まで
 - ② 提出場所： 3. に同じ
- (2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
 - ① 期間： 〇年〇月〇日（〇）から〇年〇月〇日（〇）まで土曜日、日曜日及び祝日
を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで
 - ② 場所： 3. に同じ

11. 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法等

- (1) 日時： 〇年〇月〇日（〇） 〇〇時〇〇分（ただし、郵便による入札の受領期限については、〇年〇月〇日〇〇時〇〇分）

- (2) 場所： 〒〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇地方整備局〇〇〇 TEL〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
- (3) 方法： 持参又は郵送すること。
- (4) その他： 入札にあたって、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書を持参すること。ただし、郵便による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

1 2. 入札方法等

- (1) 入札書は持参又は郵送すること。電送による入札は認めない。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

1 3. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

1 4. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量総括表に掲げる工事区分、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、数量、単価及び金額を明らかにすること。
- (3) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

1 5. 開札

開札は、11. に掲げる日時及び場所において行う。入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

1 6. 入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及びこの入札説明書（別冊を含む）において示した条件等入札に関する条件に違反した者のした入札は、無効とするとともに、無効の入札をした者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、競争参加資格のあることが確認された者であっても、開札の時に於いて5. に掲げる競争参加資格のない者のした入札は無効とする。

17. 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

18. 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、工事实績情報システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、5. (5) に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

19. 手続における交渉の有無 無。

20. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

21. 支払条件

	前金払		中間前金払	部分払			部分払
初年度	有 無	初年度	有 無	有 無	又 は	初年度	有 無
次年度	有 無	次年度	有 無	有 無		次年度	有 無
3年度	有 無	3年度	有 無	有 無		3年度	有 無

22. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

有。【随意契約を予定する場合】

23. 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府政府調達苦情処理対策室(政府調達苦情検討委員会事務局)、TEL03-3581-0262(直通))に対して苦情を申し立てることができる。

24. 関連情報を入手するための照会窓口

3. に同じ。

25. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、この入札説明書(別冊を含む)を熟読し、これを遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指

名停止を行うことがある。

- (4) 落札者は、7.(1)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(様式1)

(用紙A4)

競争参加資格確認申請書

年 月 日

支出負担行為担当官
 ○○地方整備局長 殿

住 所
 商号又は名称
 代表者氏名
 担当者氏名：
 電話番号：

○年○月○日付けで入札公告のありました○○○○○○○工事に係る競争に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令第70条に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書記7.(4)①に定める施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書記7.(4)②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書記7.(4)③に定める施工計画を記載した書面
 [施工計画審査タイプの場合]
- 4 入札説明書記7.(4)④に定める契約書の写し
 [契約書の写しの提出を求める場合]

注) なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金(円)の切手をはった長3号封筒を申請書と合わせて提出して下さい。

(様式2)

同種の工事の施工実績

○○工

会社名：

項目	NO			
工事名称等	工事名			
	発注機関名			
	施工場所	都道府県名・市町村又は港湾空港名		
	契約金額			
	工期	年 月～ 年 月		

	受注形態等	単体／共同企業体（出資比率）		
工事概要等	規模・寸法			
	構造形式			
	使用機材・数量			
	設計条件			

(様式3)

主任（監理）技術者等の資格・施工経験

項目	氏名	〇〇〇〇（主任（監理）技術者：会社名）	□□□□（ ）	△△△△（ ）
最終学歴		〇〇大学 土木工学科 □□年卒業		
法令による免許		一級土木施工管理技士 一級建設機械施工技士 技術士（建設部門） 指定建設業監理技術者資格 等（取得年及び登録番号）		
工事の経験の概要	工事名			
	発注機関名			
	施工場所	都道府県名・市町村名又は港湾空港名		
	契約金額			
	工期	年 月～ 年 月		
	従事役職	現場代理人・監理（主任）技術者		

	工事内容			
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) ・ 無		
申請時における他工事の従事状況等	工事名			
	発注機関名			
	工期	年 月 ~ 年 月		
	従事役職	現場代理人・監理 (主任) 技術者		
	本工事と重複する場合の対応措置			
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) ・ 無		

注) 申請時における他工事の従事状況は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。

(様式4)

(用紙A4)

施工計画

項目	具体的な施工計画
地形・地質条件、設計条件等に対する技術的所見	(施工の前提となる条件についての理解の程度及び対応への所見の妥当性等を見る)
仮設備計画	(施工上の諸条件を考慮した仮設備計画の妥当性等を見る)

本体工事施工計画	(施工環境及び諸条件を考慮した本体工事の施工に係る工法等の技術的所見の妥当性を見る)
安全対策	
環境対策	
機械設備計画	